

## 第13節 消防機関へ通報する火災報知設備

### 1 用語の定義

#### (1) 火災通報装置

火災が発生した場合において、手動起動装置を操作することにより、電話回線を利用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。

#### (2) 手動起動装置

火災通報専用である一の押しボタン、通話装置、遠隔起動装置をいう。

#### (3) 蓄積音声情報

あらかじめ音声で記憶させている火災通報に関わる情報をいう。

#### (4) 通報信号音

火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。

#### (5) アナログ加入回線

アナログ方式の電話回線で常時使用できる端末機器は1であるものをいう。

#### (6) デジタル加入回線

デジタル方式の電話回線で1回線に2以上の信号チャンネルを有し、同時に2以上の端末機器を使用することのできるISDN回線等をいう。光回線、IP回線は接続不可（平成8年9月11日消防予第180号）。

#### (7) 火災通報装置優先接続型ターミナルアダプター

火災通報装置をデジタル加入回線に接続する際に火災通報装置が発生する信号を他の端末機器が発する信号に優先してデジタル加入回線に接続し送出する機能をもったものをいう。

### 2 設置基準

(1) 政令第23条に規定する「消防機関」とは、消防本部、消防署、支署および出張所とする。

(2) 省令第25条第1項に規定する「歩行距離」とは、火災通報装置の設置対象となる棟の出入口から、直近の消防機関の主たる出入口までの歩行距離とする。

(3) 政令別表第一(5)項ロに掲げる防火対象物で、管理人室、守衛室等の消防機関へ常時通報することができる電話を設置することができる室がなく、かつ、各住戸に電話線の引込みがされているときは、政令第23条第3項に規定する電話が設置されているものとして取扱うことができる。

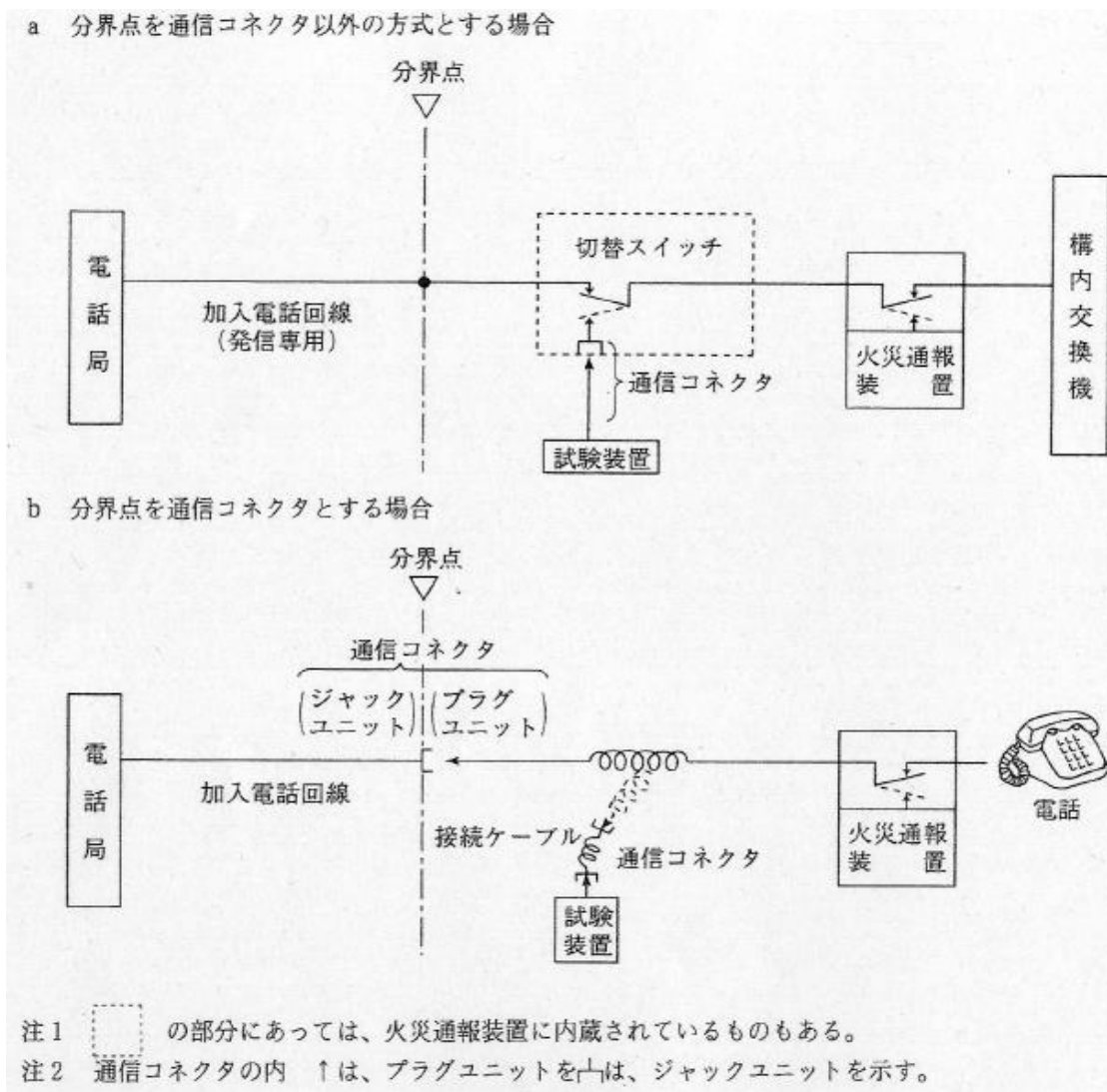
### 3 設置場所

火災通報装置は、省令第25条第2項の規定により防災センター等（防災センター、中央管理室、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。）をいう。）に設けることとされているが、防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合には、1つの場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外には遠隔起動装置を設けるよう指導すること。

### 4 電話回線への接続

#### (1) アナログ加入回線との接続

アナログ加入回線への火災通報装置の接続は、屋内の電話回線のうち交換機等と電話局との間に、第13-1図となる部分に接続すること。



第13-1図

(2) デジタル加入回線との接続

デジタル加入回線への火災通報装置の接続は、ターミナルアダプターを介してISDN回線へ接続するものとし、別紙の方法により接続すること。

5 通報メッセージ

蓄積音声情報の通話内容は次の例によること。

ピピピ、ピピピ、火事です。火事です。

こちらは、〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇病院です。

電話番号は、××-××××× です。

逆信してください。

6 自動火災報知設備との連動

自動火災報知設備と連動させる場合にあつては、次によること。

(1) 自動火災報知設備の作動と連動することができる防火対象物の範囲

任意設置の防火対象物を含む政令別表第一(6)項に掲げる防火対象物のうち、就寝施設を有するものとし、他の用途にあつては、自力避難困難者の有無、夜間等における勤務体制、十分な非火災報対策が講じられていることなど、当該防火対象物の実態により判断するものとする。

なお、任意設置の自動火災報知設備と連動する場合には、当該自動火災報知設備

- は、6.(2).ウに規定する維持管理が行われていること。
- (2) 火災通報装置の機能は、次によること。
- ア 自動火災報知設備からの火災信号を受信した場合において自動的に作動し、消防機関への通報を自動的に開始すること。
  - イ 自動火災報知設備と連動し火災情報を通報中において、手動起動装置が操作された場合にあつては、直ちに、または自動火災報知設備と連動して行われる一区切りの火災情報の通報が終了した後に、手動起動装置の操作による火災情報を通報できること。
  - ウ 自動火災報知設備の作動と連動して自動的に作動した場合にあつては、基本周波数の異なる2つの周期的複合波をつなぎ合わせた（ピン、ポーン）を2回反復したものとすること。
- (3) 連動停止スイッチを介して、次により接続すること。
- ア 自動火災報知設備受信機の連動停止スイッチを使用する場合
    - (ア) 連動停止スイッチは、専用とすること。
    - (イ) 連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯または点滅すること。
  - イ 連動停止スイッチを新たに設ける場合にあつては、次によること。
    - (ア) 連動停止スイッチは、専用とすること。
    - (イ) 連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯または点滅すること。
    - (ウ) 連動停止スイッチを受信機直近に別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給されていること。
- 7 任意に設置する火災通報装置の取扱いについて
- (1) 設置することができる防火対象物の範囲  
政令別表第一(1)項から(17)項までに掲げる防火対象物とする。
- (2) 設置する防火対象物に関する届出等
- ア 任意に火災通報装置を設置する防火対象物の関係者に対しては、あらかじめ別記様式により届出を指導し、現場確認および通報試験を行うこと。
  - イ 関係者が検査済証の交付を希望する場合には、前アの届出は必要とせず、法第17条の14に規定する工事整備対象設備等着工届出書および法第17条の3の2に規定する消防用設備等設置届出書を提出させ、検査を実施し、消防用設備等検査済証を交付するものとする。
  - ウ 火災通報装置の維持管理  
任意設置の火災通報装置であっても、平常時における維持管理や保守点検が極めて重要であることから、法第17条の3の3の規定に準じた点検を行い、点検記録を保存させること。  
なお、防火対象物の関係者には、蓄積音声情報送出後、消防機関から呼び返しが行われることを周知すること（ハンズフリー通話機能を有する火災通報装置にあつては、この限りでない。）。
- 8 特例適用の基準  
同一敷地内で防火対象物が2以上ある場合において、次の各号のすべてに該当する

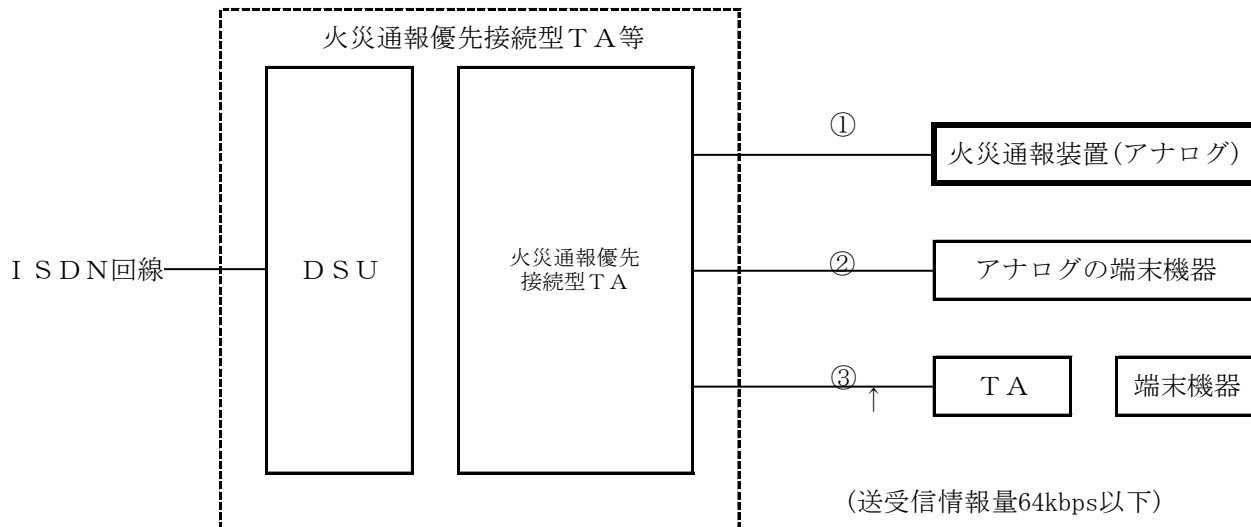
ときは、防火対象物ごとに消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができる。

- (1) 各防火対象物に設ける自動火災報知設備を、守衛室等で常時2名以上の監視人により、集中管理（副受信機または表示機で少なくとも出火した防火対象物が確認できるものであること。）するとき。
- (2) 自動火災報知設備を集中管理する監視人室に、消防機関へ通報する火災報知設備（政令第23条第3項に規定する電話を含む。）設けるとき。
- (3) 自動火災報知設備を集中管理する監視人室と、各防火対象物の間に常時通話できる装置を有するとき。ただし、当該監視人室から主要な出入口までの歩行距離が、75m以内である防火対象物については、自動火災報知設備の発信機をもってかえることができる。

別紙

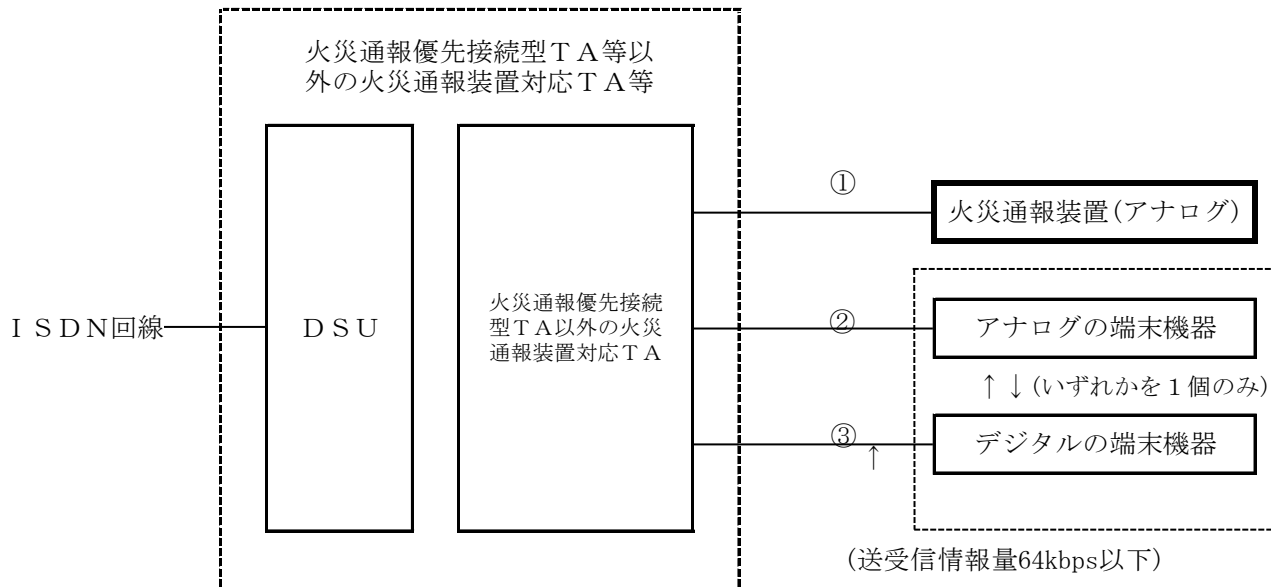
火災通報装置と I S D N回線との接続例

1 火災通報優先接続型 T A 等を介して接続する場合



- ※ 1 火災通報装置は、① (優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子) に接続すること。
- ※ 2 火災通報優先接続型 T A 等を介して接続する場合は、② (アナログの端末機器用端子) および③ (デジタルの端末機器用端子) に接続するデジタルの端末機器または T A の送受信情報量を 128kbps とすると、火災通報装置が起動してから通報までに 90 秒程度要することがあるので、デジタルの端末機器または T A を接続する場合は、その送受信情報量を 64kbps 以下とすること。

2 火災通報優先接続型 T A 等以外の火災通報装置対応 T A 等を介して接続する場合



- ※ 1 火災通報装置は、① (アナログの端末機器用端子) に接続すること。
- ※ 2 火災通報装置以外の端末機器は、② (アナログの端末機器用端子) または③ (デジタルの端末機器用端子) のいずれかに 1 個のみ接続すること。
- ※ 3 デジタルの端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を 64kbps 以下とすること。
- ※ 4 ③ (デジタルの端末機器用端子) には、他の T A を接続しないこと。

